

各位

大阪府府民文化部人権局長

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」  
説明会の開催について（依頼）

日頃より、本府の人権行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本府では、部落差別事象の発生を防止し、府民の基本的な人権の擁護に資するため、標記条例を制定しております。

本条例では、府民の皆様には、部落差別につながる調査の依頼などをしないように求めるとともに、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者には、部落差別事象を引き起こすおそれのある調査、報告などをしないように義務づけています。

中でも「土地調査等」は、本来の営業活動に関連して行われるすべての事業活動に伴う土地の調査や報告とされていることから特定の業種に限らず、すべての事業主の皆様が条例の規制の対象となります。

このため、本条例を皆様にご理解いただくための取り組みとして、下記のとおり説明会を開催いたしますので、業務ご多忙の折とは存じますが、是非御参加いただきますとともに、関係者の皆様への周知につきましても御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、参加を御希望される場合には、会場準備の都合上、お手数ですが、別紙を御参照いただき、9月30日（金）までにファックス又は電子メールでお知らせくださいますようお願いいたします。

記

- 1 開催日時 平成28年10月5日（水）及び10月11日（火）  
※ 両日とも 同一の内容で10時30分～12時及び14時～15時30分の2回開催します。（両日で計4回）  
ご都合の良い日時を選んでお申込ください。
- 2 会場 大阪府大手前庁舎 新別館南館8階大研修室
- 3 内容 ・啓発ビデオ上映  
・「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の説明

【問い合わせ・連絡先】

府民文化部人権局人権擁護課

人権・同和企画グループ 坂上・五味・板谷

TEL：06(6210)9282 FAX：06(6210)9286

メールアドレス：[jinken@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jinken@sbox.pref.osaka.lg.jp)